

防火・防災対象物全体の防火・防災管理に関する契約書

令和 年 月 日

消防法第8条第1項及び、消防法第36条第1項に基づく防火・防災管理者として、下記の当該防火・防災対象物に関わる賃借人等、防火・防災についての管理責任を有する者（以下「管理責任者」という。）が有する管理の範囲を含む、各賃貸借部分・共用部分等を含める防火・防災対象物全体の防火・防災管理上の業務を実施します。

防火・防災管理者

住 所
役 職
氏 名

- 1 上の者を「防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について」に基づく権限を付与し、厳守することをもって防火・防災管理者として選任します。
- 2 自らの管理する範囲の責任については、自らにあり、防火・防災管理者に責任転嫁するものではないことを申し添えます。

記

番号	管理責任者（テナント等賃借者）の住所・氏名等
NO.	住所
	会社名等
	役職・氏名 ⑩
	Tel
	緊急連絡先
	住所
	Tel
	収容人員 名
	用途 管理面積 m ²

防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件について

_____の「防火・防災対象物の全体についての防火・防災管理上必要な義務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として、別紙「防火対象物全体の防火・防災管理に関する契約書」で各管理責任者が選任する防火・防災管理者_____に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与（消防法施行令第3条の2・消防法施行令第48条）

当該防火・防災対象物全体に関わる全ての管理責任者から防火・防災管理者に「当該防火・防災対象物全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 当該防火・防災対象物全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 当該防火・防災対象物全体についての消火、通報、避難及び防災管理上必要な避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 当該防火・防災対象物全体の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) 防火・防災管理上、必要な時に当該防火・防災対象物の全部分に立ち入ることができる権限
- (5) 当該防火・防災対象物全体の各管理責任者に対する、質問及び指示に関する権限
- (6) 当該防火・防災対象物全体の消防用設備や、消火・防災活動上必要な施設の点検整備に関する権限
- (7) 当該防火・防災対象物全体における火気使用者、取扱者へ対する指示に関する権限
- (8) その他防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務

各管理責任者から「当該防火・防災対象物全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容の説明を受けている。

- (1) 各管理責任者が管理する範囲についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火・防災対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (3) その他、管理責任者として行うべき業務に関すること。